

262 月分の取まとめ

事務手順	取扱要領
<p>①国債元利金受払 報告表の集計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払月分ごとに日々の受払報告表「控」を取まとめ、摘要項目別の受払額を集計し、月計分の受払報告表を作成する。 ○ 月計分の受払報告表は、上部余白に「月計分」と表示し、日々の受払報告表「控」と一緒につづり込む。 ○ 当該支払月分の受払報告表が1枚のときは、その上部余白に「月計分」と表示し、月計分の作成を省略する。 ○ 月計分の受払報告表を作成した後に、前記261③の補正のため当該支払月分の受払報告表を作成したときは、その受払額を追加した月計分の受払報告表を作成する。(前に作成した月計分の受払報告表と同様、上部余白に「月計分」と表示し、当該支払月分の受払報告表と一緒につづり込む。)
<p>②国債利子内訳表 の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払月分ごとに利子（税込額）の内訳を取まとめ、国債利子内訳表を作成し、その利子額を合計した額を前記月計分の受払報告表に記載の利子額（税込額）と照合する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 税込利子額による。 ● 補正による受入額があるときは、これを差引いた金額による。従って、この表の利子額を合計した額は、前記月計分の受払報告表の「利子」欄に記載した受払額の差額と一致する。

国債利子内訳表の記載例

書式 No.384

注意 1. かつこ書の月分は、利子を支払った日の属する月を記載すること。
 2. 税込利子額により記載すること。なお、誤払補正による受入額があるときは、これを差引いた金額により記載すること。

国債利子内訳表

日本銀行〇〇支店

(日付) 28.4.1

御中

(店名)

日本銀行〇〇代理店

11011

代理店番号

支払月を記載する。

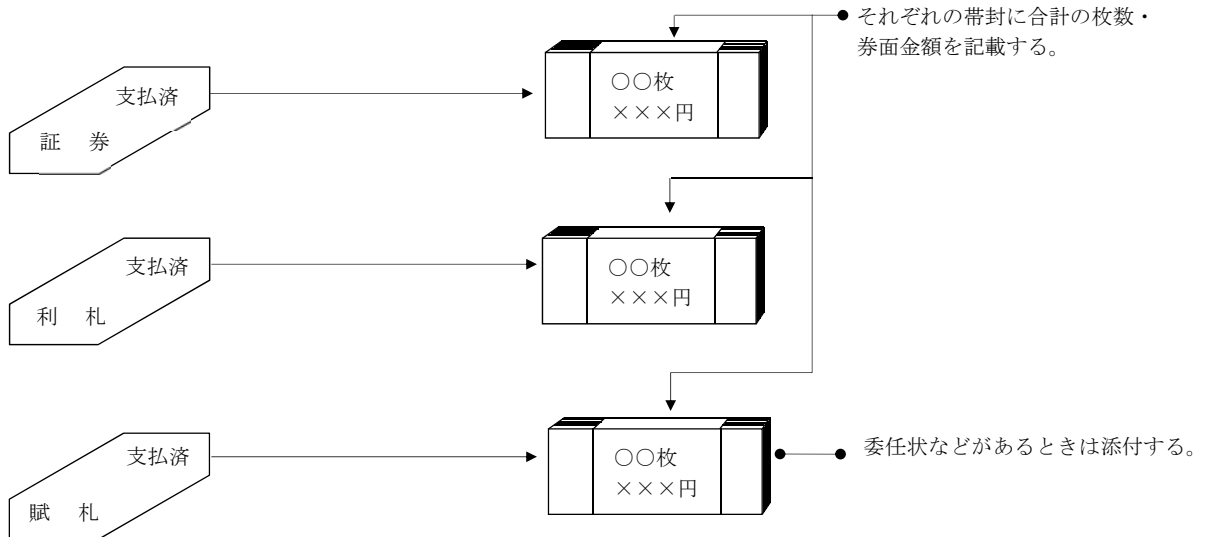
(3月支払分)

	居住者・内国法人 円	非居住者・外国法人 円
利 子 額	903,600	
所 得 税 徴 収 額		

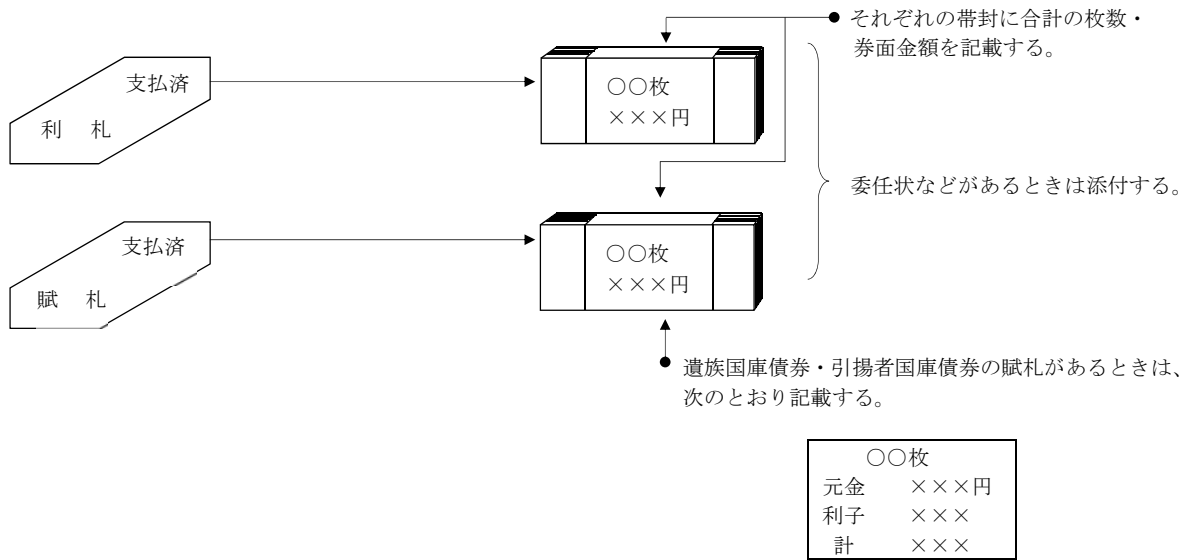
③支払済証券類等の整理

- 支払済証券類等を支払月分ごとに取まとめ、次のとおり区分して帯封をかけ、帯封上に枚数・金額を記載する。

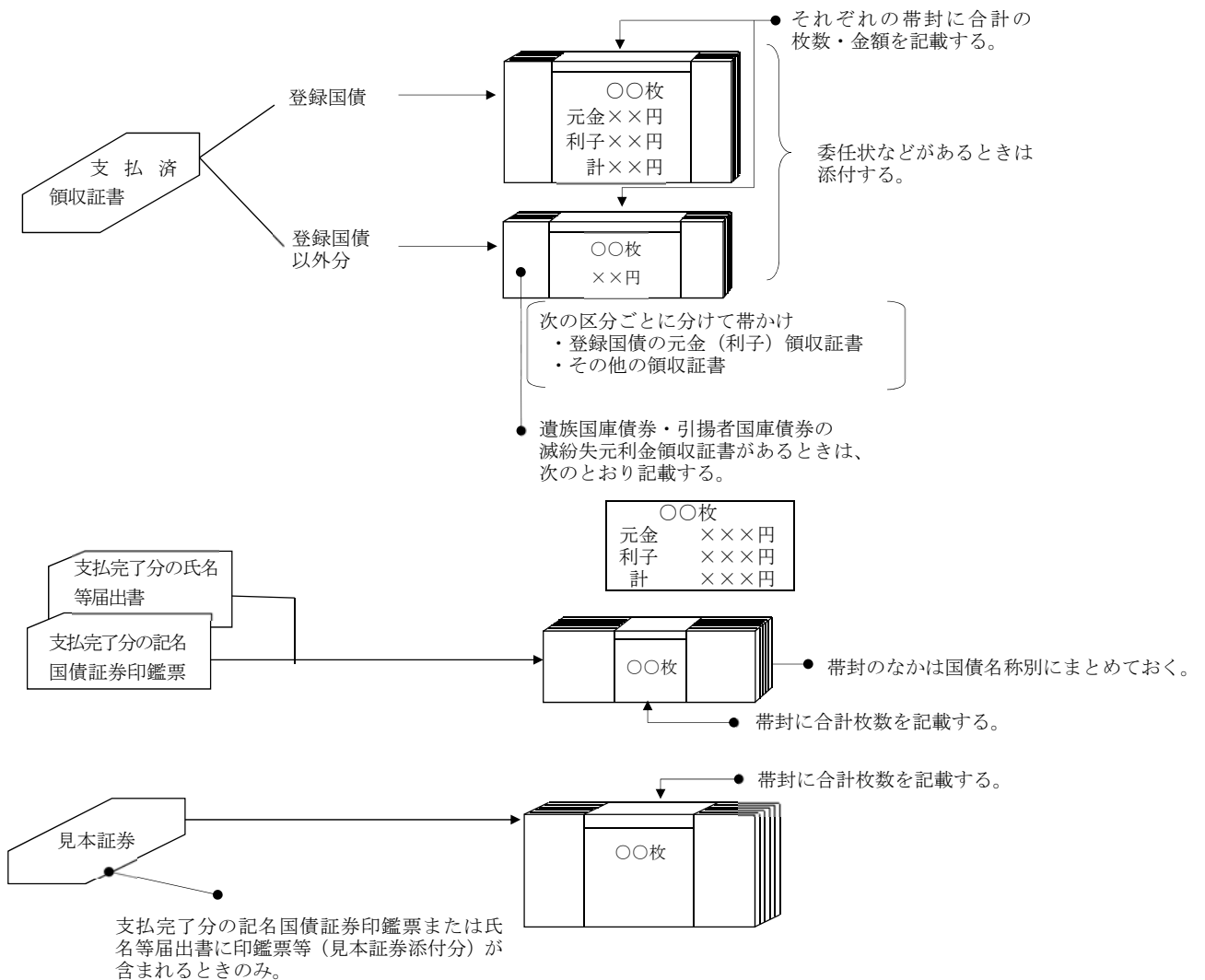
●支払済証券類（機械化分）



●支払済証券類（機械化以外分）



●支払済領収証書等



* 証券・利賦札について整理の必要から定量の束を作るときは、上記区分ごとに同一金額（国債名称別にそろえる必要はない）のものを100枚ごとに束ね、これをさらに500枚または1,000枚ごとに束ねる。

なお、定量分（100枚・500枚・1,000枚）は、帯封に代えゴム輪を使用してよいほか、枚数・金額の記載を省略してよい。

**④支払済証券類等
送付内訳表など
の作成と点検**

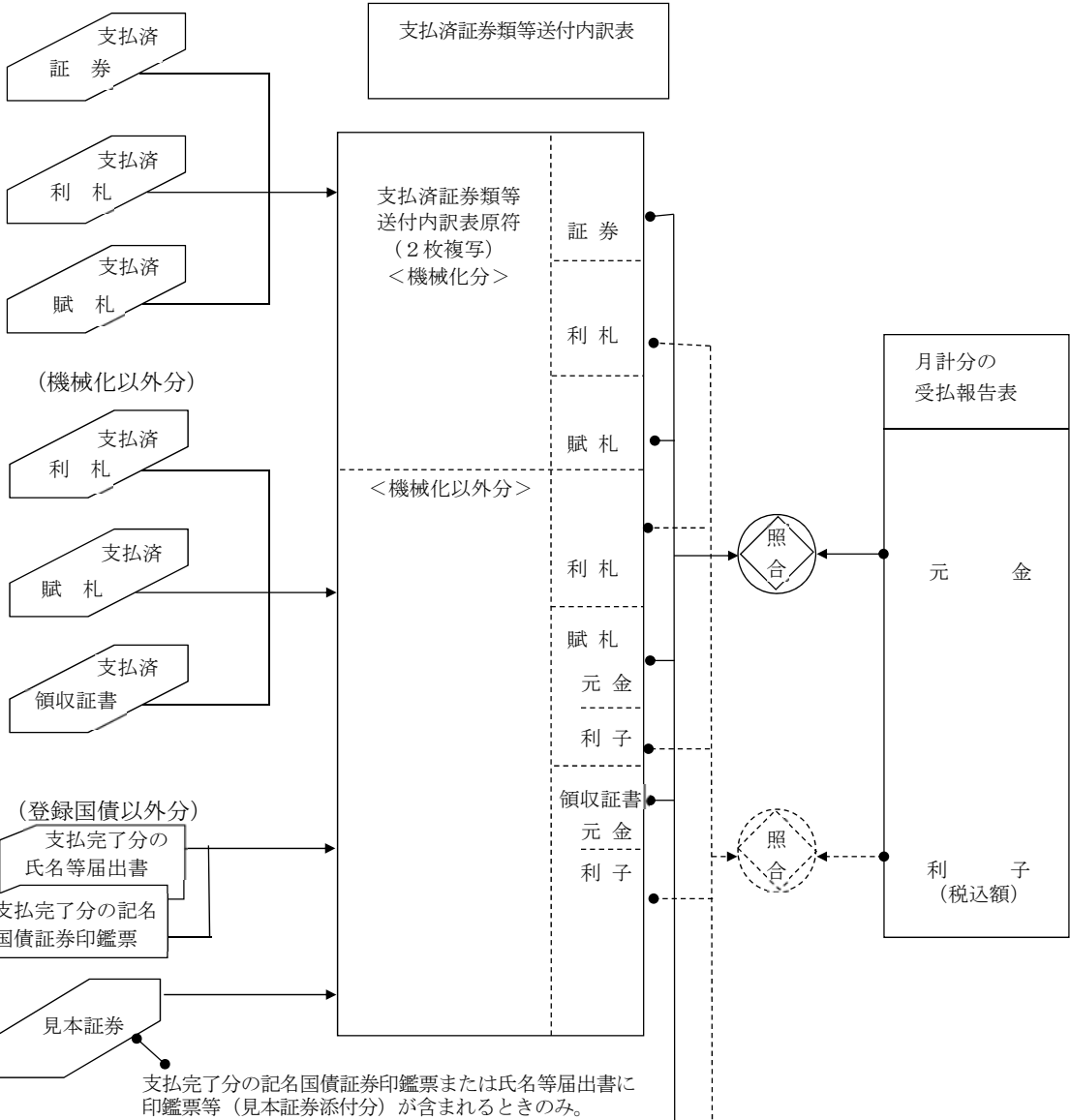
○ 支払済証券類等および支払完了分の印鑑票または氏名等届出書により、次のとおり支払済証券類等送付内訳表などを作成し、その金額を前記①により作成した月計分の受払報告表の金額（受払額の差額）と照合する。

* 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、上記送付内訳表の欄外に「見本証券（国債名称＜略称でよい＞）〇枚」と記載する。

送付内訳表と月計分受払報告表との照合

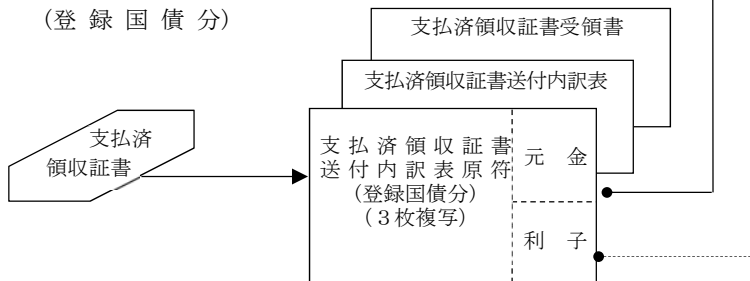
● 支払済証券類等

(機械化分)



● 支払済領収証書

(登録国債分)



送付内訳表の記載例 1

書式No.380

支払済証券類等送付内訳表 (目付) 28. 10. 5

取扱店番号 支払月
110116 2809

仕出 日本銀行〇〇代理店
あて先 日本銀行業務局 御中 (統轄店経由)

書式No.380

支払済証券類等送付内訳表原符 (目付) 28. 10. 5

取扱店番号 支払月
110116 2809

仕出 日本銀行〇〇代理店
あて先 日本銀行業務局 御中 (統轄店経由)

<機械化分>

証券	区分	枚数	金額
利付国債		15	15000000

利札	区分	枚数	金額
無記名国債		91	2493750

賦札	区分	枚数	金額
記名国債		2	400000

<機械化以外分>

利札	区分	枚数	金額
記名国債		1	300000

賦札	区分	枚数	元金	利子	計
記名国債		10	700000		700000

領収証書	区分	枚数	元金	利子	計
承認払 (元金)					
" (利子)					
減紛失利賦札元利金		2	21868	112	21980
合計		2	21868	112	21980

(添付書類)

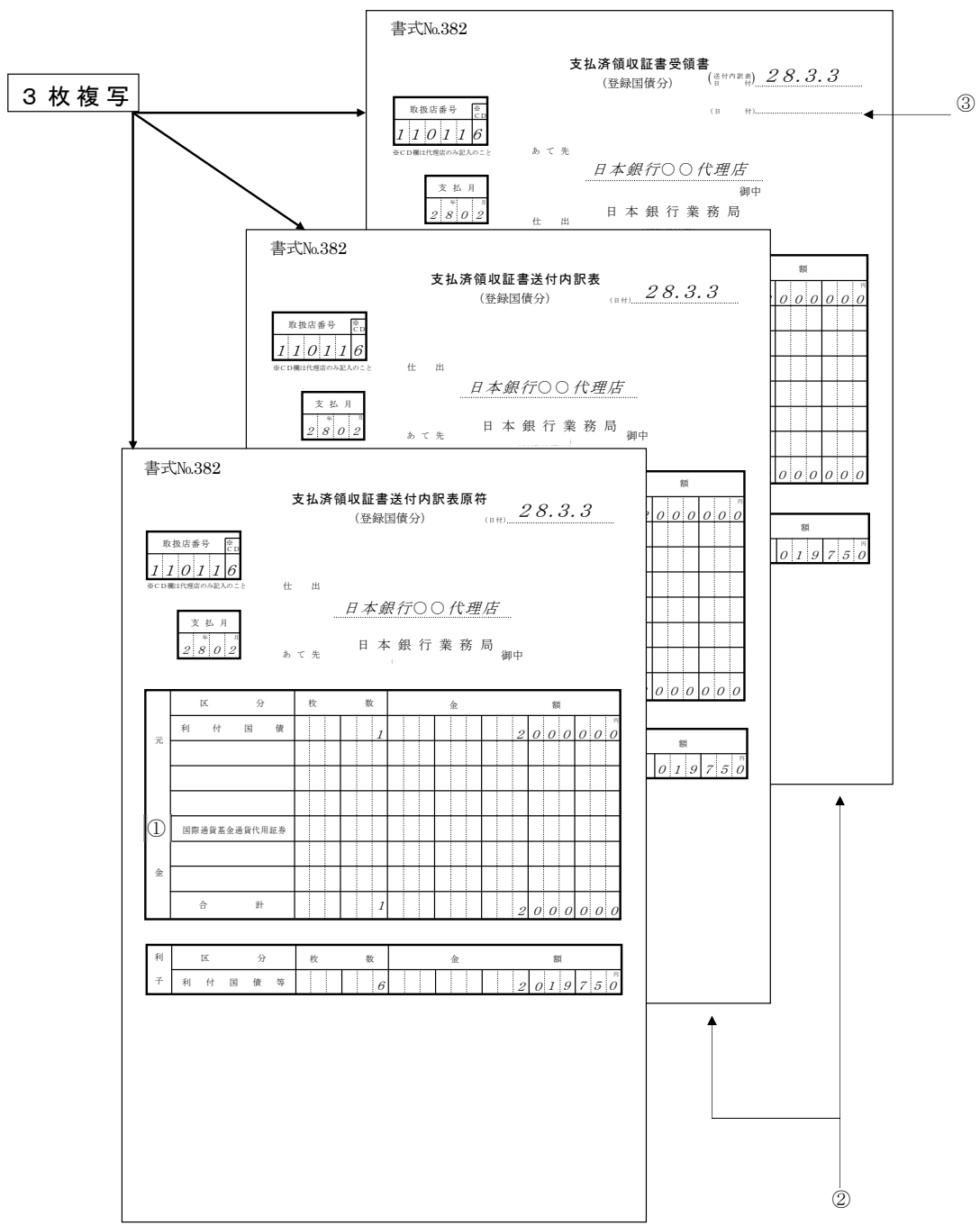
④ 支払完了分の印鑑票等 ----- 1 枚
委任状 ----- 枚

金額	金額	金額	金額	金額	利子	計
15000000	2493750	400000	300000	300000	700000	700000
808	112	21980	808	112	21980	21980

⑤ 支払完了分の印鑑票等 ----- 1 枚
委任状 ----- 枚

- ① 記名国債の利札には、遺族国庫債券・引揚者国庫債券の初期利子がある。
- ② 遺族国庫債券・引揚者国庫債券は、元金額と利子額に区分して記載する。
- ③ 承認払の元利金は、730参照。
- ④ 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書の送付枚数を記載する。
 - 委任状などがあるときは、書類の名称ごとに枚数を記載する。
 - 支払完了分の印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に保管している見本証券（印鑑票等毎配付分）も統轄店へ送付するため、「見本証券（国債名称<略称でよい>）〇枚」と記載する。
- ⑤ 他の送付内訳表と一緒に内袋に納め、統轄店へ送付する。

送付内訳表の記載例2 — 支払済領収証書（登録国債分）



- ① 代理店事務には関係しない。
- ② 他の送付内訳表と一緒に内袋に納め、統轄店へ送付する。
●業務局から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。
- ③ 業務局が受領日付を表示する。

支払済証券類等受領書の例示

(日付)02.12.14

支払済証券類等受領書

(令和02年11月支払)

日本銀行〇〇代理店 御中

(取扱店番号 11011)

日本銀行業務局
(統轄店経由)

<機械化分> (単位 枚、円)

証 券	区 分	枚 数	金 額
	利付国債	15	15,000,000

利 札	区 分	枚 数	金 額
	無記名国債	91	2,493,750

賦 札	区 分	枚 数	金 額
	記名国債	2	40,000

<機械化以外分> (単位 枚、円)

利 札	区 分	枚 数	金 額
	記名国債	1	3,000

賦 札	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
	記名国債	10	70,000		70,000

領 収 証 書	区 分	枚 数	元 金	利 子	計
	承認払(元金)				
	”(利子)				
	減紛失利賦札元利	2	21,868	112	21,980
	合 計	2	21,868	112	21,980

(添付書類)

支払完了分の印鑑票

1 枚

委任状

枚

(統轄店コード)〇〇

支払完了分の印鑑票および氏名等届出書の送付枚数

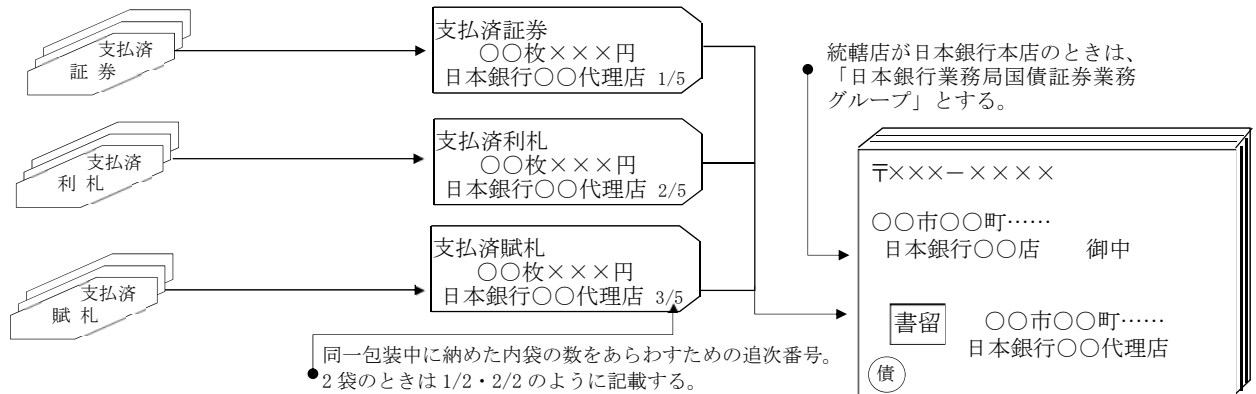
- 本受領書中「日本銀行業務局(統轄店経由)」とあるのは、「日本銀行業務局」と読み替える。
- 業務局から送付を受けた受領書は、送付内訳表原符に添付して保管(保管期間1年)する。

⑤ 支払済証券類等の袋入れ

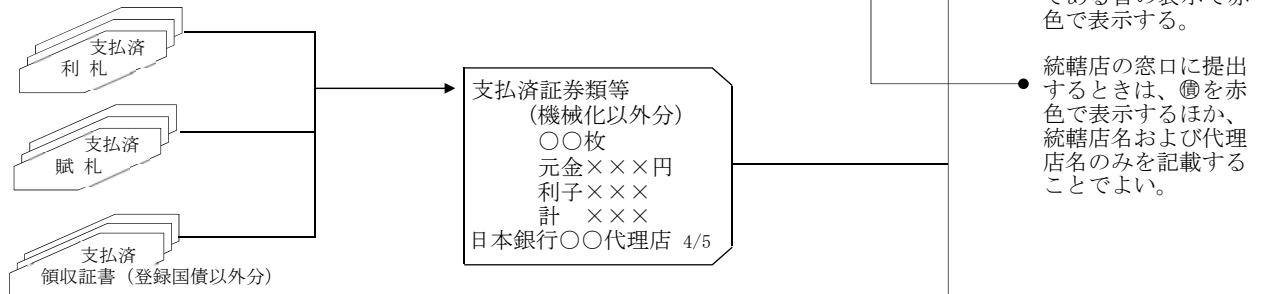
- 支払済証券類等を次のとおり区分して内袋に納め、その表面に枚数・金額・代理店名などを記載する。
- 上記内袋を取まとめて包装し、その表面に㊦と赤色で表示する。

支払済証券類等の袋入れ区分・表示例

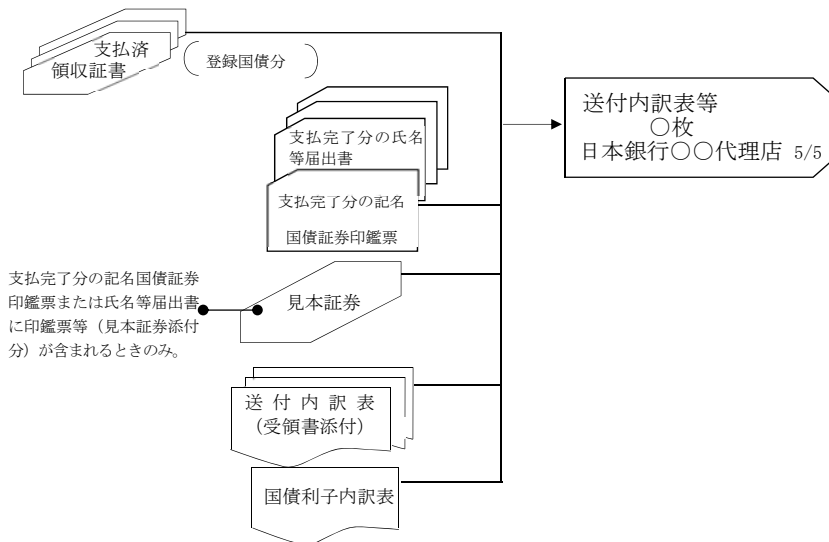
● **支払済証券類（機械化分）**



● **支払済証券類等（機械化以外分）**



● **支払済領収証券（登録国債分）等**



◇ **証券類袋入れの限度** ◇

1袋に納める証券類の枚数は、証券は2,000枚を限度とし、利札・賦札は5,000枚を限度とする。

⑥支払済証券類等の送付

○ 前記⑤により包装した支払済証券類等は、書留郵便（一般書留）など確実な方法により、支払月の翌月初第3営業日までに統轄店あて発送する。

* 統轄店の窓口へ提出してもよい。

⑦国債証券類受付書などの受理

○ 統轄店から国債証券類受付書の日本銀行業務オンラインによる送付または窓口における交付（支払済証券類等を窓口へ提出した場合のみ）を受けたときは、これを送付内訳表原符に添付する。

* 統轄店経由で送付を受けた支払済証券類等は、業務局が内容を調査確認したうえで支払済証券類等受領書などを日本銀行業務オンラインなどにより送付するが、支払済証券類等を統轄店で受付けた旨を連絡するため、取あえず統轄店が受付書の交付などをする。

国債証券類受付書の例示

国債証券類受付書	
(日付) 6.7.5	
摘 要	括 数
6年6月分 支払済の証券類	括 3
(支払済領収証書)	2
受 付 日	6年7月5日
店 名	〇〇代理店
<p>上記国債証券類は、鑑査未了のためとりあえず本書を交付します。</p> <p>なお、鑑査の結果、送付内訳表の枚数および金額と相違ないときは、受領書を交付します。</p> <p style="text-align: right;">日本銀行〇〇支店</p>	

○ 業務局から支払済証券類等受領書の送付を日本銀行業務オンラインにより、支払済領収証書受領書の送付を書面により受けたときは、送付内訳表原符に添付して保管（保管期間1年）する。